

外国人投資待遇に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月二十九日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿三年参月卅日

外國人投資待遇に關する質問主意書

外資導入には大別して二種類ある。

第一、外國人が日本國に入國して、日本人を勤勞者とする事業を起さるるか又は日本の株式を持たれて協力せらるかである。

第二、は外國より金貨を貸して下さるので芦田内閣の外資導入と言うはこの二点であると思ふが処見を問う。

然してこの二点ならば外國人投資家の場合株式会社の持株に恩典と申す点を與へ申上るべきであるがこの点の発表がない。この法律を作り積極的に外國人の投資を何故に歡迎しないか処見を問う、物資不足で失業者数百万人あり犯罪の多い事、開國以來のレコードであるは政府の施政方針が、「島國根じよう」の細小の政策であるからである、大乗的の一大政策を致すべきで責任ある処見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。